

## 「外国人」を作り出す： 占領期日本への移住と入国管理体制

朴 沙羅

どうもこんばんは。神戸大学大学院国際文化学研究科で講師を務めております、朴沙羅と申します。本日は話させていただく内容は、『「外国人」を作り出す 占領期日本への移住と入国管理体制』というタイトルにさせていただいております。

先ほど、南川先生からもご紹介いただきましたけれども、2013年に京都大学に提出した博士論文の内容をかなり短くまとめたものを報告いたします。20分か30分で話し終える程度の博士論文なのかと言われますと、そうなんですとしか申し上げようがないんですけども、近いうちに出版される予定ですので、詳しくはそちらの方をご覧いただければと思います。

まず、自己紹介も兼ねて、私自身の研究テーマを簡単に申し上げます。私は京都大学に2004年に入学してから2016年に京都大学でポストドクター研究員を終えるまで、ずっと社会学を学んでおりました。テーマは一応、移民研究・レイシズム研究と名乗っておりますが、具体的には、非正規な移住、あるいは正規の手段で入国したけれども、滞在年数がビザの年数よりも多くなってしまったとか、あるいは登録されないまま移住し続けているとか、そういう方々を対象に調査をしてみました。それも現代の日本というわけではなくて、特に第二次世界大戦が終わった直後の日本周辺の移動と移住に焦点を当ててこれまで研究をしてみました。私自身がおそらく一番知りたいことというのは、「何とかじん」とは何だろうということなのだろうと思います。でも、そんな漠然とした問いでは漠然としたことしかわからないので、もっと具体的に、誰かが移住したり、自分の国ではないようなところに行くときに、その人が——例えば日本人とかアメリカ人とかベネズエラ人とかいうときの、その——何とか人というのは国籍なのか民族なのか人種なのか、そのようなカテゴリーに人を分けることが、ほかの国に行くという行為とどういう関係があるのかという点に主に興味を持っています。

### 【占領期日本の移動・移住】

本日、この連続講座のテーマは「戦後日本における越境者と出入国管理体制」ということになっています。私の話題というの、占領期、つまり第二次世界大戦後、米軍を中心とするGHQに占領されていた1945年9月から1952年4月までの日本において、移住者を日本人とは違う人間集団として識別しようとするとき、誰と誰が、一体どうやって、その人物を見分けていたのかということです。特に当時の朝鮮人、今の在日コリアンの中でもオールドカマーに当たる人々を対象に、この問いについて考えていこうと思います。もちろん戦後直後の日本の移住 migration といいますと、私のようなものが何か申すまでもなく、さまざまな方々がたくさん

究をなさってられています。例えば代表的なものは、日本への引き揚げです。中国大陸あるいは東南アジアなどの軍事占領地、あるいは朝鮮や台湾といった植民地から日本の領土への引き揚げ、これは軍人・軍属の復員も含まれますし、植民地あるいは占領地に移住していた方の引き揚げも含まれます。他方、日本からの引揚者としては、つまり日本に住んでいた人々の中で旧植民地の出身者であった人々がその出身地に帰るといふ日本から出ていく方向の引き揚げも、同じ頃、同時に進行しておりました。これは朝鮮、沖縄、台湾への移住です。例えば1945年から52年までの時点で、朝鮮人に限ってのみでも約130万人の人々が朝鮮半島に引き揚げました。

ですが、こうやって日本から引き揚げた方々がそのまま、引き揚げた先に住み続けたかという、残念ながらそうとは限りませんでした。朝鮮半島の38度線以南では米軍による直接的な軍事占領が行われ、政治的にも経済的にも大混乱が生じ、その状態が1953年の朝鮮戦争の終わりまで続きます。沖縄に引き揚げた人々で、沖縄に戻ってみると、そこはほぼ食べるものもなく、家族は収容されているという状態にあった方も少なくありません。そういった状況の中で、もう一度日本に渡航しようとする人々、あるいは台湾と沖縄、九州、さらに太平洋岸を移動して高知、和歌山、関東地方まで人や物が移動するという現象が、この時期に起こりました。このような非公式な移動は、当時密航と呼ばれたり密貿易と呼ばれたり、あるいはもっと端的に闇船と呼ばれていたり、占領軍GHQの資料などを読みますとillegal entryとかillegal transaction of people and goods、あるいはsmuggling——これは密入国・密貿易、あるいは密入国のあっせんも含まれます——と呼ばれていたりしました。

ではこの密航・密貿易の中で、朝鮮半島からの非公式な移住を検討してみましょう。

年／検挙地	1946	1947	1948	1949	1950	1951
海上			1,358	729	329	729
上陸地点		5,239	6,160	6,324	1,572	2,410
国内		771	460	1,449	553	364
合計	17,733	6,010	7,978	8,032	2,434	3,503
逃亡	3683	1,467	2,046	2,500	1,150	1,143

(法務省入国管理局編, 1975, 『入国管理の回顧』 p.87)

朝鮮半島から日本に非公式に移住してきた人たちが、発見された限りでどれぐらいいたかという、ざっと延べ4万6,000人ぐらいです。ただし、これはあくまでも発見された数ですので、実数はわかりません。またこの中には、2回も3回も捕まっている人も重複して数えられています。

では、具体的にどういう人たちが来たのかというのを一例だけ紹介します。これは1949年8月1日から12月31日まで徳島県内で徳島県警が検挙し、GHQ四国の民政局がデータを集めて持っていた人たち、合計138名に関するデータです。この138名の方のうち、本籍地が済州島にある人が大体6割、釜山の人が2割弱、あとは台北が1割、あとは木浦、ソウル、蔚山、太田、

## 「外国人」を作り出す：占領期日本への移住と入国管理体制（朴）

那覇、それから奄美、あとそれ以外に上海などもごく数名ずついらっしやいます。

出身地（N=138）（1949年8-12月，徳島県）（SCAP Shikoku Civil Affairs Section, Aug-Dec, 1949）

地名	濟州	釜山	台北	木浦	ソウル	蔚山	太田	那覇	奄美	その他
%	61	18	10	2	2	1	1	1	1	3

年齢を見ますと、20代未満が18%ぐらいいます。小さい子供もそれなりにいます。年男女比は男性と女性が6対4なので、割と女性も多いかと思われます。

年齢	9歳以下	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69
%	7	11	41.5	21.5	13	5	1

このデータが作られた場所は徳島県ですが、これも1つ面白い点です。何がおもしろいかというと、当時のこの非正規の移動の経路にはかなりバリエーションがありました。最も大きい移動経路は釜山と下関の間、かつては関釜連絡船が、今は高速船が移動している、あの航路です。例えば濟州島から釜山まで、韓国国内の定期船で移動して、釜山周辺から移動する人もいれば、濟州島から真っすぐ東に移動して瀬戸内海を横断するパターン、あるいは釜山や濟州島からぐるっと九州の南側を航行して豊後水道に入り、そこから瀬戸内海に入る場合もあれば、そのまま太平洋側を北上して和歌山県、というルートもありました。ですので、徳島県内であれば、瀬戸内海を移動する人々が発見されたのではないかと考えられます。

### 【「不法入国」の法的根拠】

この非正規な移動について、さらにおもしろいのが、この時期の朝鮮人について、日本政府は連合軍軍に対し、彼らの国籍は日本であるというふうに主張していたということです。ということは、これを額面どおりにとると、日本政府は国籍国が日本である人に対して日本への入国を禁止し、日本国籍を持つ人が日本へ入国することを不法だと言って逮捕し、日本国籍を持つ人々を、国籍国以外の国へ強制的に送還していたわけです。なぜこんなことができたのでしょうか。例えば米軍のGHQの資料を見ても、朝鮮人が日本へ移住してくることはillegalと書かれています。その法的根拠を調べますと、実は1945年9月から12月に関しては、恐らく私が調べた限りなので見落としもあるかと思いますが、おそらく、法的根拠になるものは何もありません。1945年12月から1947年5月1日までは、占領軍がGHQが昭和天皇に発した軍事司令の中に、朝鮮からの、あるいはこういう移動を禁止せよというものがあります。これに占領軍の発された指令を国内法として通用させてくださいという勅令（勅令第311号「聯合國占領軍の占領目的に有害な行為に対する処罰等に関する勅令」）をかけ合わすと、これは法的根拠と言えるでしょう。そして1947年5月2日からは外国人登録令というポツダム勅令が、日本国籍を持つ人々の日本入国を禁止し、国籍国以外の場所へ強制的に送還する際の法的根拠として考えられるということになります。

少し話を戻して、占領軍訓令 SCAP Instruction Note というものを検討してみましょう。ここ

で根拠とされる占領軍訓令は2つです。1945年12月に発された SCAPIN927「Repatriation」には、「本国へ引き揚げた者は商業交通が可能になるまで日本へ入国してはならない」とあります。また1946年6月に発された SCAPIN 1015「Suppression of Illegal Entry」はこうです。

- 1 朝鮮にコレラが発生し、急激に蔓延しつつある。無許可船舶による朝鮮から日本への保菌者の転入によって病菌が侵入する恐るべき危険に鑑み、日本港に不法入港しようとする船舶を捜索し且つ逮捕するため積極的な処置が必要である。
- 2 日本帝国政府は、以下の措置をとるものとする。
  - a. 日本港への不法入港船舶を捜索する処置を実施すること。
  - b. すべてのこのような船舶を取り抑えて、その乗組員、乗客及び積荷とともに、仙崎、佐世保又は舞鶴へ回航の上、その港の米軍当局に引き渡すこと。
  - c. 日本での拘留中に、このような船舶の船員及び船客の上陸を許さないこと。
- 3 日本帝国政府は、この指令の規定を実行するためにとった処置の報告を本年6月20日までに本司令部へ提出するものとする<sup>1)</sup>。

これらからわかるのは、占領軍は日本政府に、「本国へ引き揚げた者は商業交通が可能になるまで日本へ入国してはならない」、あるいは「朝鮮からの違法な船の入港を禁止する」、「朝鮮人不法移民はコレラの検疫を受ける」と指令したということです。

これに対して外国人登録令は、第3条で「外国人は本邦に入国してはならない」と定めています。そして第11条で、朝鮮人と台湾人の一部に関して、「朝鮮人と台湾人のうち法務大臣が特別に定めるものは、本勅令の適用に関して外国人と見なす」と定められています。それ以外に登録の義務(第4～9条)や違反者への刑事罰と違反した場合の強制送還の手続など(第12～15条)が定められています。

この2つ、つまり占領軍訓令と外国人登録令を比較するとかなり違うということがわかります。(最初にこれを言ったのは法学者の大沼保昭先生なんですけれども)。占領軍訓令は、そもそも占領軍から日本政府への指令であり、軍事占領中の民間人の移動を禁止したものです。そして1946年5月ぐらいから8月ぐらいまで朝鮮半島南部、特に釜山でコレラが流行しますので、それを受けてコレラが日本に入ってくることを防止するという観点で、勝手に渡航するな、渡航する場合は検疫したり船を殺菌したりしろと指令を出した。これが占領軍訓令の中身です。軍事占領中に民間人の移動を禁止するのは当然でもあります。

これに対して、外国人登録令のポイントは、外国人は入国してはならないということです。どこから来たか、いかにして来たかということは外国人登録令では問われていません。さらに日本政府の公式な見解として、国籍国が日本であった人々に対して、その人々を外国人として処遇するということにポイントがあります。この外国人登録令に関して入国管理局が直接に述べていることの中に、次の一文があります。

……加えて、多数の不法入国者の潜入があり、他の外国人の居住状況も把握されないままであった。我が国としては、終戦後の社会混乱を収めて秩序を回復するためにも、こ

れを放置しておくことができないので、総司令部の支持もあって、昭和22年5月2日、外国人登録令（勅令第207号）を公布施行した。この登録令は、実質的には入国許可に関する規定を置かないだけの外国人管理令であり、在留外国人の登録と、同令の違反者の退去に関する当時の基本法令であった。（法務省入国管理局編『出入国管理の回顧と展望』p.77）

この外国人登録令の背景として「多数の不法入国者の潜入があり」という一文があったことに私は注目したいと思っています。つまり外国人登録令という、日本にいるエスニックマイノリティを外国人として処遇するという法令を出したことの背景には、占領期における入国管理政策、つまり越境者の管理、移住の抑止があったということです。

### 【「密航者」の発見】

では、具体的な場面を考えてみましょう。どうやって日本人はこの人たち、つまり、外国人と見なされた人々を見つけられたのでしょうか。占領軍の資料を読むと、不法入国者を発見するのはとても簡単だという一文があります。

不法移入国者が上陸した際、通常はとても人目を引く。日本人は彼らの到来を好ましく思っておらず、彼らを見つけるとたいい迅速に通報する。結果的に、上陸した人々の居所をつきとめ囲い込むのは難しくない。最近に上陸した者の97パーセントは拘留されたと見積もられている。

不法入国者は検挙されると軍事尋問にかけられ、警察によって処理される。物品を押収された後、彼らは警察あるいは武装警備隊によって最も近くの送還所に移送され、そこから朝鮮へ送還される。不法移民を運搬したいかなる船舶の船長・乗員も、民事裁判にかけられ、彼らの船舶は没収される<sup>2)</sup>。

しかし他方で、日本の入国管理局は「いったん上陸してしまうと、捕まえるのはとても難しい」と書いています。結局どちらなのでしょう。簡単なのか、難しいのか。

捕まえられる側、入国する側の人々はこう言います。

I: でほんだら今度は日本人のふりしようて言うてな、下駄とか服とか、ぱっと見て日本の子に見せよう思て。やっぱり向こうからきたら何となくわかるやんか。で今度は兄貴がな、対馬まで来とってん。クンソン<sup>3)</sup>が。そのおばちゃん<sup>4)</sup>がどこそこにいるから言うて、家の中で待とき言うて、したらクンソンが迎えに来たわ<sup>5)</sup>。

つまり、いろいろな工夫、例えば服を着がえるとか、靴を韓国風の靴から草履やげたに履きかえるとか、汚れていたら拭くとか、そういう工夫をするんだそうです。ところが、着がえたってわかるという説もあるんですね。



L: やからその、連絡船<sup>6)</sup>の時に、みんなこう、チェックしとるわけですね(笑)。ようするにその、密航で来とるかどうかいうことは、わかったらおおごとですからね。

\*\* : そうですね。

L: もう、すぐわかりますからね。

\*\* : あ、わかるんですか。

L: ああ、わかるわ、絶対。

\*\* : どういう風にわかるんですかね。

L: もう服装とかね、ようするに、見たらわかりますわな、大体は。

\*\* : そうなんですか。

L: はい。

\*\* : え、服装かえたり

L: 服装かえても、まあだから、子どもたちはわかりませんが、大人はわかりますわね。顔見ただけでもだいたい、韓国人ちゅうのはわかりますしね。

\*\* : あー、そういうもんですか。

L: はい<sup>7)</sup>

子供はわからないが大人はわかる。もう顔を見たら一発だ、みたいな。さて、どちらなのでしょう。パッと見てわかるのか、わからないのか。外国人登録令の違反者を見つけるためには、外国人登録令に違反しているその人物が外国人でなければならないはず。その人物が外国人であることの根拠は何かというと、外国人登録令施行細則によれば、朝鮮戸籍に登録されている人です。しかし、「密航」の現場で本籍地など確認できるはずがありません。顔を見たらわかるか？わかるわけがありません。韓国人と日本人の違いを、顔を見るだけでわかったらすごいですよ。

では、なぜ簡単に「外国人登録令違反者」を発見できたのか。簡単ですね。不審だからです。見れないから、怪しいから、びくびくしているから、そわそわしているから、おびえているから。そういう人がどこかの漁村にいて「不法入国者が来ている」「見つけなきゃいけない」、そういう情報があれば、不審な人物は即座に不法入国者だと判断されるでしょう。そして、外国人登録令第3条によって外国人の本邦への入国が禁止されているのですから、不審な人物を見つけることと、外国人を見つけることとはイコールであったはず。当時の日本の漁業組合や消防団など、普通の人たちは非常によく、こういった密入国者の発見に尽力したそうです。鳥取県、鳥根県などでは、そういった漁業組合や消防団の活動が盛んに行われており、警察史に記録されております。例えば、鳥根県における民間団体の「密航防止組合」についての記述はこの通りです。

一方、一般住民からの協力もあり、……沿岸防犯組合も多く結成された。当初結成された組合から、波根東、久出、柳瀬の漁業組合で結成した「密航防止組合」についてみると、

①密航船を発見した時は、組合事務所または監視船八雲丸に通報する ②組合事務所は太

田署または駐在所に通報する ③密航した者は絶対に上陸させない ④密航船を追跡するときは、三尺四方の板を黄色に塗ったものを甲板に置き、上空からの目標とする ⑤漁船は警察署から示された旗を掲げる、ことなどを申し合わせており、その後名称を沿岸防犯組合と改称し、昭和28年1月までに市町村単位で41組合が結成され、この組合員の協力により検挙された密航事件も多数にのぼっている（島根県警察史編さん委員会編、1986、『島根県警察史』pp.706-707）。

## 【「外国人」の登録】

外国人登録令には不思議なことがもう一つあります。どうやって外国人登録証を交付したのでしょうか。外国人登録令とは、戸籍にかわるものとして考えられていました。

日本人でございますればいろいろ親類もございますし、第一に戸籍というものがあるわけでございます。ところが外国人になりまして、特に今外国人扱いをいたしております朝鮮、台湾の人達、これは日本に戸籍があるわけではない、戸籍に代わるものとしてこの登録を実施したいと、こういうのでありまして、その登録とご本人との結びつきがどこにあるかと申しますと、外国人登録証明書一つでございます。（入国管理庁長官・鈴木一の発言。1952年4月3日参議院外務・法務連合委員会議事録）

でも、外国人登録証の対象になっている、朝鮮戸籍や台湾戸籍の登録者については、外国人登録証をつくるための基本になる資料は、少なくとも日本の領土内にはありません。外国人登録令は、1947年5月時点で既に日本国内にいた「外国人」を登録することによって、新しくやってきた外国人の入国を禁止し、発見することを可能にした法令だと言えます。しかし、しつこいようですが、朝鮮人は日本国籍があります。戦前・戦中ならなおのこと、彼らが日本にやってくるときに、旅券やビザが必要ありませんでした。だから、入国管理などそもそもできないはずの人々に対して、入国管理をしようとしたのです。では実際どうしていたかといいますと、例規集を読む限りでは、どうも写真と何かの身分証明書があればそれでオーケーだったようです。何かの身分証明書というのも、またこれも結構いい加減で、配給を受けるための米穀通帳や、日本で生まれたことを示す出生証明でも大丈夫だったようです。1947年6月21日に内務省調査局から都道府県知事に宛てて送付された「外国人登録事務取扱要領」から、外国人登録申請に関する項目を確認しましょう。「第1：申請」によると、外国人登録の基本的な申請手続きは次のように定められています<sup>8)</sup>。

1. 令第11条第2項の場合を除き、申請義務者自ら写真2葉携帯の上、市区町村事務所（支所を含む）に出頭することを原則とする。これは特に幽霊人口の登録を防止するためである。したがってこの懸念のないときはつとめて相手方の便宜に取り計らうのがよい。

……

4. 登録申請の際には旅行券（旅券）、国籍証明書、米穀通帳（必ずしも正確でない）等

考書類の提出を求め事実審理に資すること。

さらに、当時一括登録というのもそれなりに行われていました。一括登録というのは、民族団体の人、あるいはその地域の朝鮮人の中で人望がある人が、登録が必要な人の分の登録証をまとめて書いて申請し、まとめてもらってくるというものです。これをやると大量の「幽霊人口」、つまりいないはずの人口が発生するというので、警察やGHQは非常にこれを問題視しました。また、闇市などで外国人登録証が売られており、それを密入国してきた人たちが高値で買って写真を貼りかえて使う、あるいはそれが朝鮮へ流出するという懸念も報告されています。1950年9月4日、参議院外務委員会において、社会党の曾祢益という人が、次のように発言しています。

……尚又外国人登録に関連する具体的の問題も、いろいろ現地の苦心を聞いて参りましたが、その要点は、従来やつております登録、何と言いますか、証明書と申しますか、あれが極めて杜撰である。例えば名前とそれから写真がありまして、その写真のところに浮彫りの判を捺するのでありますが、こんな浮彫りの判ぐらいでは、皆対馬に来る前に簡単に偽造している、而も偽造であると思つても写真が皆……現地に60万人も行つておるわけじゃありませんから、所轄官庁に問合せ、それで果して偽造であるかどうか分からない。これが実情であります。これらの費用につきましても、第1回のときはまだよかつた、第2回の登録替のときなんか、もう中央の法務庁から殆んど費用が来ないから、誰も本気で登録実施に関する責任を負つておらない。これが実情のように見受けられました（官報、参議院外務委員会1950年9月4日）。

けれども、窓口の方としては、ある意味どうしようもない側面もあったのかもしれない。これはGHQの資料に載っているものですが、日本語を書くことの出来ない日本名を持つ大勢の人々を、平日午前9時から午後5時の間に登録することなど不可能だ、と、福岡県に勤務する日本人職員は述べている<sup>9)</sup>と書かれています。もっとおもしろいのは、京都府資料館に所蔵されている例規集に、このような指示があります。

朝鮮人の中には、日本名を使用している者が相当あり、配給通帳によっては果して朝鮮人であるかどうかの判別が困難な場合があるが、この場合は、市区町村または配給公団においてそのものが一般に外国人であることの知られた事実に基づいて外国人と認められる時は(3)の照合の手続きを取ることとし、さらに外国人登録簿または配給公団配給台帳等に基づいて調査する等必要な措置をとる<sup>10)</sup>。

いろいろと書類が揃わない、身分証がない場合がある。そういうときは、「その者が外国人であることの知られた事実」があれば登録してよし、という一文です。「そのものが外国人であること」の証明書をつくらなければならないはずなのに、それに先立って、「そのものが外国人であることの知られた事実」に依拠する。私はこれを見たとき一人で資料館で大笑いしてしまい



ました。外国人である証明を出さなければならないはずなのに、証明すべき事実は登録証に先立って、どこか別の場所にあるのです。どこか。「外国人登録をする」という状況それ自体の中に、です。ずさんだったのは登録証の発行プロセスではありません。外国人なるものを日本国籍保持者の中からつくり出し、登録しようとするその論理そのものが、最初から破綻しているのです。にもかかわらず、移動する人も、移動を発見しようとする人々も、外国人を登録する人も、外国人として登録される人も、誰もその破綻につまづかなかった。なぜなら、「密航者する」「密航を発見する」「外国人登録証を入手する」「外国人登録証を交付する」という状況においては、移動し登録される人々が何者であるかということは、あまりにも自明だったからです。

結論にいきます。すごく駆け足で話してきたんですけども、戦後日本における越境者の越境の抑止というのは、外国人登録令という法令と結びついて、国内に既に住んでいたエスニック・マイノリティをその法令の適用に関する限りで外国人として扱うことを可能にさせました。それはそのまま1952年4月のサンフランシスコ条約発効以後、朝鮮人が一律に日本国籍を離脱したとされることにつながりました。しかし、このときの「外国人」というのは、結局のところ何だったのでしょうか。確かに、朝鮮人や台湾人と呼ばれた人々の本籍地は、日本ではありませんでした。でもそれだけでは、外国人とはいえなかったはずなんです。1947年5月において朝鮮人は国籍の点では日本人だったはずですが、戸籍がわからなくてもその場で密航者を見ようとし、外国人を登録しようとした人々は、何なく外国人を見出し登録することができました。では「外国人」たることの根拠とは何だったのでしょうか。国籍ではない、戸籍ですらない。でも、その時に成立した見分けの秩序は、国籍のようなものとして、戦後70年以上ずっと続いてしまいます。1945年から52年にかけて、日本においては、発見できないはずの外国人という人々が、入国管理あるいは不法入国者の発見の抑止という文脈において、発見可能になりました。本来なら証明できないはずの外国人の地位は、「そのものが外国人であることの知られた事実」なるものによって証明可能となりました。法令の理解のされ方と思ひ込みと、もしかしたら偏見――「朝鮮人は日本人ではないだろう」、「日本人でないのなら外国人だろう」というような――「日本人」や「外国人」なるものの概念が、この摩訶不思議な現象を可能にしたんじゃないかと思います。

このように見てみますと、日本の入国管理制度のおもしろさというか、特異性というのは、在留資格、入国管理という法律政策と人種あるいはエスニシティと国籍が、実は一体化してしまっているのではないかということです。いきなり70年の間を飛ばして今の話をするのですが、例えば運輸議員が重国籍ではないかという問題について話すとき、なぜ私たちは国籍法の話ができるのでしょうか。国籍法上は問題がないことを、これだけ長々と問題にできるのは、実は私たちは国籍の話をしていないからではないのか。あるいは、在特会の活動や主張は、入国管理局のロジックに依拠して特別永住権を攻撃したり、在留カードの切りかえを問題にしたりするわけですが、あれを社会学者が「日本型排外主義」と言ってしまうのはなぜなのか、なぜ私たちはあれを、エスニック・マイノリティに対するレイシズムというよりも、外国人に対する暴力や差別として、例えばヨーロッパの排外主義と同列に並べて語ることができてしまうのか（同列に並べ比較することに意味がないというわけではありません）。私は、この特異な入管体制というものに、そのヒントがあるのではないかと考えております。

以上です。ありがとうございました。(拍手)

## 注

- 1) 大沼保昭編「《資料と解説》出入国管理法制の成立過程」『法律時報』第50巻7号:113
- 2) BCOF, 1946, Quarterly Report, 20, Sept, 1946, オーストラリア国立文書館所蔵, 所蔵番号: AWM114, 423/11/5。原文は次の通り。「The number of detecting illegal immigrants landing has dropped to less than 1,000 for the period. Although this is probably due to in part to bad weather in the Korean Straits, it is effective measures taken to apprehend those attempting to land. At sea, a patrol of allied destroyers and sloops has been operating between Japan and Korea, and military and civil police small craft have been carrying out local offensive patrols. On land, the Japanese civil police have been very active, assisted by military patrols. In the air, dawn and dusk patrols are flown daily, and suspicious sightings are reported to the appropriate military unit for investigation. Illegal entrants are usually very conspicuous when they have landed, and the Japanese civilian population, who do not regard their arrival with favor, are generally quick to report their presence. As a result very little difficulty is experienced in locating and impounding those who get ashore. It is estimated that 97 per cent of those landed recently have been taken into custody. Illegal entrants apprehended are subjected to military investigation and are processed by the police. After confiscation of their good they are dispatched under police or military guard to the nearest repatriation center and thence returned to Korea. The captains and crews of any ships which have carried illegal immigrants are tried in the civil courts, and their craft confiscated.」
- 3) 「クンソン」とは、Iさんの説明によれば「一番大きな息子」という意味。この場合はIさんの兄弟姉妹の長兄を指す
- 4) ブローカーのことを指す。
- 5) 2008年11月30日、東大阪市内Iさんの自宅にて行われたインタビュー。
- 6) ここで言及されている「連絡船」とは対馬一関間を運行する定期船を指す。
- 7) 2011年6月27日に、大阪府交野市内Lさんの職場で行われたインタビュー。
- 8) 本講演録で使用する外国人登録事務取扱要領および例規からの引用は、京都府総合資料館の所蔵する『外国人登録例規通牒級1』（京都府渉外課作成, 1949, 京都府総合資料館所蔵, 所蔵番号: 有期昭24-003）に収録されているものを用いる。
- 9) GHQ/SCAP 1952, Suppression of Illegal Entry into Japan, June 1948-May 1951, 米国国立文書館所蔵, NAIL Control Number: NWCTM -331 -UD1237 -1254 (6), 原文は以下の通り。「The Japanese village official who was responsible for alien registration in this case admitted that he had permitted group registration, declaring that it was not feasible to register all Koreans in the area individually. The great number of Koreans, many of whom had assumed names; the large percentage who cannot write Japanese; and the fact that registration hours intruded upon working hours, all made individual registration impossible, he claimed.」
- 10) 1948年7月9日, 法務庁法務行政長官・農林省食糧管理局長官発, 各都道府県知事宛「外国人登録と食糧配給との連結に関する措置について」, 京都府渉外課, 1949, 『外国人登録例規通牒級1』京都府総合資料館所蔵, 所蔵番号: 有期昭24-003